

広島県警察本部告示第 8 号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第 1 項の規定により,警備員指導教育責任者講習及び機械警備業務管理者講習に係る手数料徴収事務を次のとおり委託した。

平成30年 5 月28日

広島県警察本部長 石 田 勝 彦

委 託 し た 者		委 託 期 間
名 称	所 在 地	
一般社団法人広島県警備業協会	広島市中区千田町一丁目 5 番 2 号	平成30年 6 月 1 日から 平成31年 3 月31日まで